

北栄町防災マップ更新委託業務評価要領

1 評価基準

それぞれの審査委員が下記の評価の視点を元に、各評価項目を5段階で採点する。

審査委員の採点に基づき項目に応じて下記のとおり配点し（審査委員1人あたり100点満点）、審査委員の総合計得点（100点×5人＝500点満点）で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

	評価項目	観点	配点
一次審査	① 業務遂行能力・技術力	類似業務の実績内容、及び配置される技術者の専門知識と実務経験から、本町の求める成果を期待できるか。	10点
		本業務実施のための体制及び実施手順、並びに工程等は妥当なものか。	10点
二次審査	② デザイン案・構成力	幅広い年代に伝わる色づかいや表示等を用いて、情報がわかりやすいものとなっているか。	15点
	③ 企画提案内容の妥当性・具体性・実現性等	本町の特徴や地理的特性を踏まえた提案がなされているか。	15点
		提案内容が、住民の防災・減災に具体的につながるものとなっているか。	20点
		仕様書に記載の無い提案が、本町の求める成果に貢献しており、かつ実現のために具体化されたものか。	20点
④ 価格	必要経費が、適当かつ妥当な精算として計上されているか。	10点	
合 計（審査委員1人あたり）			100点

（採点）非常に優れている：5点

優れている：4点

普通である：3点

不十分である：2点

全く不十分・問題がある：1点

2 その他

- (1) 有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合計得点の高い最優秀提案事業者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。
- (2) 総合計得点における満点の2分の1に満たない場合は、契約予定者から除外する場合がある。
- (3) 総合計得点と同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。